


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 23 年 3 月 31 日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
紀州・和歌山における山長林業株式会社森林吸収源プロジェクト ～木造住宅を絆として、山と都市市民をつなぐプロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	山長林業株式会社(ヤマチョウリングョウカブシキガイシャ)		
住所	和歌山県田辺市新庄町2015		
代表者氏名	榎本 長治	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	榎本 崇秀	担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail	taka@yamacho-net.co.jp	担当者電話番号	090-9626-4046
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	榎本 長治 榎本 崇秀		
プロジェクト参加者名	中辺路町森林組合		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	山長林業株式会社 以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		
検証機関名	株式会社 JACO CDM		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0059
プロジェクト登録日	平成 22 年 12 月 22 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 <登録時と同内容></p> <p>本プロジェクト代表事業者である山長林業(株)は、榎本長治、榎本崇秀が所有する山林の管理委託契約を結んでおり、それらの山林から生産された木材はグループ企業である(株)山長商店により製材・プレカット加工され、首都圏をはじめとする地域型工務店に年間約 700 棟分供給されている。このように林業経営から素材生産、製材、プレカット加工を同一企業グループ内で行う中で、その木材を購入する都市の工務店が山長林業(株)のクレジットを購入し、木造住宅建築時に発生する CO2 をオフセットする、いわゆる「カーボンオフセット住宅」の導入を提案し、それによって得られた J-VER 収入をより充実した森林経営に活用することを目的とする。また、温室効果ガス吸収活動については、持続的に計画された植林・間伐・主伐により行うものとする。</p> <p>【適格性基準との整合性】 <登録時と同内容></p> <p>ポジティブリスト No.R002 ver.3.0 の適格性基準の各項目について、下記の通り適合する。</p> <p>条件1 : 本プロジェクト実施地は、森林法第 5 条における、和歌山県・紀南森林計画区に該当する森林である。</p> <p>条件2 : 本プロジェクト対象地においては、クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において間伐及び主伐が計画されており、転用が計画されていない。また、1990 年以降に育成林において森林施業計画等に基づき施業された森林である。施業計画は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業計画認定書 認定番号 14-中 10 平成 14 年 11 月 29 日 ・森林施業計画認定書 認定番号 田辺市 19-32 平成 19 年 12 月 20 日 <p>条件3 : 本プロジェクト対象地における森林経営活動は、下記の森林施業計画単位で申請されており、持続可能な森林経営の対象地である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業計画認定書 認定番号 14-中 10 平成 14 年 11 月 29 日 ・森林施業計画認定書 認定番号 田辺市 19-32 平成 19 年 12 月 20 日 <p>【法令遵守状況】 <登録時と同内容></p> <p>本プロジェクトは森林・林業基本法、森林法など、該当する法令を遵守した上で進められている。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

【間伐・主伐・植栽に用いた機器】 <登録時と同内容>

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス S-27	牛方	—	H14	面積測量機 【間伐・主伐・植栽】
トゥルーパルス 360	Laser Technology, Inc	—	H22	樹高測定器 【間伐】
直径メジャー 2m	KDS	—	H22	胸高直径測定器 【間伐・主伐】
Tripod(測量計算システム Ver1.40.2)	(フリーソフトウェア)	—	H16	面積計算ソフト(H16年以前はBASICによる自家製プログラムを使用) 【間伐・主伐・植栽】
南星 NY401 イワフジ 252EP	南星機械 イワフジ工業	5年 5年	H14.3 H8.3	集材機 【間伐・主伐】
南星 CM40ZN	南星機械	5年	H20.3	プロセッサ—【間伐・主伐】
	シンダイワ 他	—	H15頃	チェーンソー【間伐・主伐】
	コマツ	5年	H14以前から使用	グラップル【間伐・主伐】

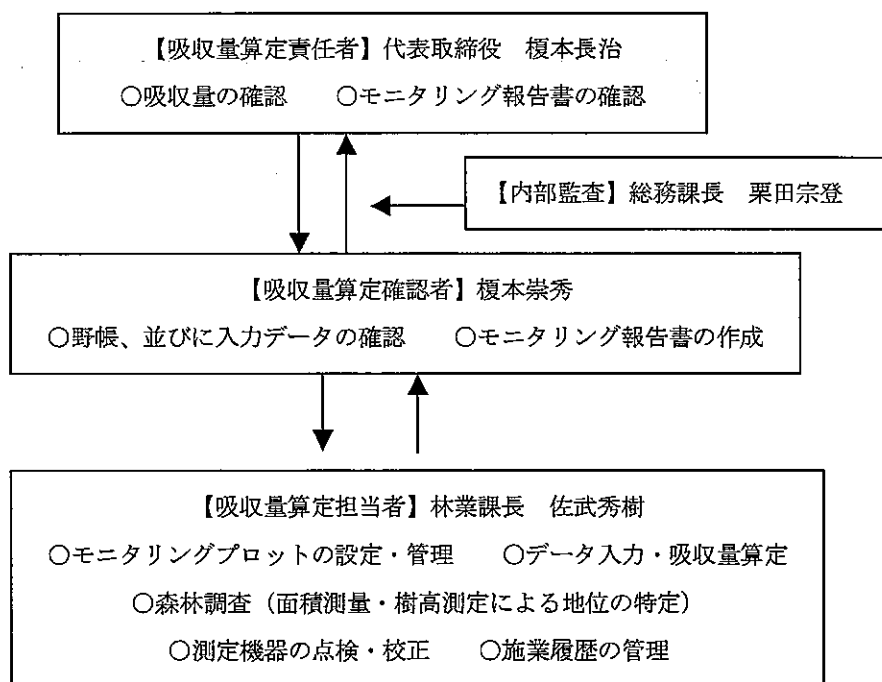
【モニタリング方法】 <登録時と同内容>

オフセット・クレジット(J-VER 制度)モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.1.6に基づき、適切にモニタリングを行った。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】 <登録時と同内容>

各 GHG 算定式は方法論 JRAM R 002 Ver.3.0 に準拠している。

【モニタリング体制】 <登録時と同内容>



【QA / QC 体制】 <登録時と同内容>

(1) 教育訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、純吸収量の把握における信頼性確保のために重要であることは当然であり、適切に行うこととする。具体的には、J-VER 制度ならびに本プロジェクトの理念や目的、モニタリング体制やその手順、測定機器の維持管理・校正、モニタリング報告書の記載方法等についての説明を行う。教育訓練は年 1 回の予定で行い、その記録を作成し、その教育訓練を受けていない者(新入社員等)は本プロジェクトの実務に関わるできないものとする。教育訓練記録は平成 35 年 3 月 31 日まで保存することとする。

(2) 情報の保管

検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した野帳そのもの等、全てのデータを文書化し、その野帳とともに平成 35 年 3 月 31 日まで保存する。その報告書についても同様に保存する。

(3) データの確認

報告データの信頼性を高めるためにはデータのチェックが必要となるため、具体的には収集単位の確認、野帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別等を行う。データのチェックは、野帳から算定ファイルへの入力時の入力担当者自身の再度確認だけでなく、吸収量算定確認者のチェックを実施することにより、入力ミスの低減を図る。

(4) 内部監査

内部監査は、本プロジェクト事業者が構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているか、教育訓練の実施者と対象者とその頻度、測定機器管理の状況、を確認することにより、データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上を図ることを目的として年 1 回の予定で行う。また、その一連のプロセスの中で発見された課題や問題点については、是正措置や予防措置等の必要な措置をとることとする。内部監査報告書は平成 35 年 3 月 31 日まで保存することとする。

(5) 測定機器の維持管理

モニタリングで使用する測定機器については所定の保管場所を定め、使用前には必ず動作確認、点検を行う。その動作確認と点検は社内で作成している点検手順書とに基づいて行われ、その結果を測定機器点検報告書として文書を作成し、平成 35 年 3 月 31 日まで保存することとする。

(その他特筆すべき事項)

特に無し

モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) 特に無し					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.1.6					
適用方法論		方法論番号	JRAM R 002 Ver.3.0				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)に関する方法論				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年 4月 1日～ 2010年 12月 31日					
<方法論R001・R003のみ> モニタリング対象面積		72.05 ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	534.4	505.1	388.2	-	-	1427.7
認証依頼削減・吸収量		1,427 t-CO2 ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>山長林業株式会社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物(環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名	<プロジェクト代表事業者と同じ>		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上